

令和5年3月15日～令和5年5月31日は、 「同一労働同一賃金取組強化期間」です！

一賃金引き上げの流れを中小企業・小規模事業者の労働者及び非正規雇用労働者にも
確実に波及させるための取組を集中的に行いますー



正社員と同じ仕事をしているのに・・・
正社員と同じように手当はもらえないの？？

その待遇の違い、説明できますか？

短時間労働者や有期雇用労働者から、正社員との待遇差の内容や理由などを問われた場合、
事業主は非正規雇用労働者に説明しなければなりません。

同一労働同一賃金

- 「パートだから」「契約社員だから」という理由では、説明として認められません。
- 待遇ごとの性質・目的に照らして、職務内容や転勤・異動の範囲の違いなどから、具体的に理由を説明できることが必要です。

基本給

賞与
(ボーナス)

食堂・休憩室
等の利用機会

各種手当

教育訓練

etc...

何をどう
見直せばいいの？

不合理な待遇差について、何も対策をしない場合
裁判で法違反と判断される可能性もあります。

働き方改革推進支援センターでは、社会保険労務士などの専門家が、
賃金制度等の見直し等について、無料で相談に応じています！！
お気軽にお問合せください。

愛媛働き方改革推進支援センター ☎0120-005-262



働き方改革推進支援センター

詳しくは

働き方改革推進支援センター

パートタイム・有期雇用労働法に関するお問い合わせ
愛媛労働局 雇用環境・均等室 電話 089(935)5222